

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月28日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第5号

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和3年鈴鹿市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)	(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)
第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 講師（幼稚園講師を除く。） 時間額 <u>3,020円</u>	(4) 講師（幼稚園講師を除く。） 時間額 <u>2,700円</u>
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第4号の規定は、令和8年4月1日から適用する。